

## 消費税問題に係る政府への公開質問状

政府は消費税特別措置法第10条の定めにより、事業者に仕入品の課税仕入れに係る消費税に消費税を課す価格表示額「間接消費税込価格×(1+消費税率)」にすることを扇動しています。

事業者に日本国憲法第30条の条規にかかわらず消費者から消費税を収奪させる消費税の二重課税扇動政策は重大な失政であり、事業者の取引における価格表示額を「対価×(1+消費税率)」とさせることについて政府見解を求めます。

現政権は、消費税法第63条に矛盾する消費税特別措置法を成立させ、その第10条の規定により価格に消費税の転嫁を促す総額表示方式を社会・経済に定着させ、同法の失効期日を延長するなど消費税値上げに係る経済対策に躍起になってきました。

二重課税にならないよう消費税法第63条の定めのおり対価を課税標準とする価格の表示「対価×(1+消費税率)」に戻さなければ消費税収縛(その額: GDP×消費寄与率×10%/年)は収まりません。

消費税特別措置法が令和3年3月31日を期日に失効しても社会に根付いた総額表示方式が無くなることは考え難いので、政府の意向に関わらず「対価を課税標準とする価格の表示方式」を社会に定着させなければ事業者による消費税の収奪は続くのです。

「対価を課税標準とする価格の表示方式」を社会に定着させる具体方法は、価格の表示額に付記する字句を「間接消費税〇〇円込」とすることを事業者に啓発し、実行させることです。

事業者の重大関心事は、過去に収奪した消費税をチャラにすることだけでしょ。収奪消費税を不問に付す条件はソーシャルデザイン(環境改善などを含む)に貢献することを事業者が表明することです。

なお、この政府見解公開質問状は <http://www.selfdecl.jp/pdf0/kokaiseikyu.pdf> に掲げる準備中の告訴状に代わるものです。

関連する法令を列記します。

- ・日本国憲法第三十条、・日本国憲法第九十八条、・消費税法第5条、・消費税法第63条、
- ・平成25年法律第41号「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第十条

1. 12. 02

ソーシャルデザイン機構NPOセルフデクル(公告サイト参照)